

総合研究

● 教育と法 ●

教育と法
研究会

第80回 生徒に対する事情聴取の必要性和相当性

星野 豊 (筑波大学准教授)

学校は、事故ないし事件の発生に際して、警察機関による捜査を待たずに独自に調査を行うべきであると考えられている。しかしながら、

号事件を取り上げ、学校が行う調査の必要性和限界とについて考えてみる。

学校が行う調査の手法については、調査対象と

1 事案の概要

なる生徒が成人でないため、調査の必要性和別に問題となることが少なくない。本稿では、公

原告Xは、被告Y市の設置管理するA中学校の3年生に在籍する女子生徒であり、日常的に

立中学校において、非違行為を疑われた生徒が教員から長時間にわたって事情聴取を受けたこ

問題行動を起こす生徒ではなかった。平成19年

とにより、解離性人格障害に罹患したと認定さ

5月末頃、A中学校において、Xと同じクラス

れ、国家賠償が命ぜられた事案である、佐賀地

に在籍していた女子生徒であるBの上靴の底が

裁平成25年12月13日判決・平成22年(ワ)425

一部分切り取られ、画鋲が入れられた上で接着

剤で下駄箱に固定される、という本件事件が発

生した。A中学校の男性教諭であるCは、主に

Bから聴取した事実や加害者が誰である可能性

があるか等に関する推測を踏まえ、本件事件の

翌日昼頃より、Xを含む3名の女子生徒に事情

聴取をしたが、Xを除く2名のうち、1名が事

情聴取開始後比較的短時間で事件への関与を認

め、Xも関与している旨を供述したのに対し、

Xは事件に対する関与を全く認めなかった。こ

のため、Cは、Xおよび事情聴取を受けた他の

2名の生徒の面前で、「お前はこんな薄情か友

達を持つとぞ」「Bが不登校になったり自

殺したり高校に行けなかったら責任とれると

か」「警察を呼んで指紋を採ってもらうか」「お

前が認めるまで続くぞ」などと発言した。なお、

この際、XはC教諭に対し、本件事件があった

とされる時には別の生徒DおよびEと一緒にあ

った旨を伝えたが、CはDおよびEに対してX

の言い分を確認しようとしなかった。Xは、事

情聴取が開始されてから約40分後、初めて本件

事件について知ることがあると述べ、これに

とか」などと大声で語気を強めて発言した後、職員室で紙と鉛筆を持たせて本件に関する供述をするよう命じ、Xに供述書を提出させたいうえで、午後3時頃Xを帰宅させた。

Xの母は、同日午後7時頃、Xが怯えた様子で自分の許から離れないため事情を聞いたところ、Xが本件事情聴取のことを話したため、同日午後9時頃、A中学校の女性教諭であるFからの電話を受け、近日中に学校に来るよう伝えられた際、担任でもない男性教諭にXの事情聴取をさせるべきではないこと、および、事情聴取において、警察を呼んで指紋を採ってもらおうかと発言したり、怒鳴ったり脅したりしないでほしいことを伝えた。

Xは、その翌日朝、玄関先に座って、今日も事情聴取されるから登校したくないと言ったが、Xの母は、昨晚F教諭に要望を伝えたから大丈夫だ等と励ましてXをA中学校に送り出した。また、C教諭は、F教諭から、Xの母からの要望を伝えられ、その内容を知っていた。

C教諭およびF教諭は、同日、Xおよび他の2名の生徒を呼び出し、事情聴取を再開した。

Xを除く他の2名のうち、前記のとおり1名は前日のうちに本件事件への関与を認めており、残る1名も同日に本件事件への関与を認めるに到ったため、この2名の供述内容は大筋において一致していたが、Xだけは前日に続いて本件事件への関与を否定したため、供述内容に大きな開きがあった。F教諭は、事情聴取開始後40分程で席を外したが、C教諭は、Xらの供述内容に一致しない点があると言って単独で事情聴取を継続し、Xに対して、「〔画鋲を誰が入れたかについて、他の2名の生徒はX〕って書いて、Xは知らんって書いてる。やつけん、お前が一番怪しか」「お前が画鋲入れたっちゃなかとか」「お前が認めんとまだ続くぞ」「しらばつくれるな」「そぎゃん自分がかわいかとか。お前は酷か奴だな」などと発言し、Xら3名で話し合うように促したため、Xは他の2名の生徒からも本件事件に関与したことを認めるように詰め寄られた。結局、Xは、事情聴取が開始されてから約2時間半経過後、本件事件への関与を認め、同日の事情聴取は終了した。

Xは、本件事情聴取が終了してから約1週間

が経過した6月半ば頃より、A中学校のことを考えたり登校したりすると、吐き気がする、頭痛がする、胸が苦しくなる、足が震える、咳が止まらなくなる、などの症状が始め、同月下旬頃、教諭から殺される夢や自分が教諭を刺す夢を繰り返し見るといった再体験の症状、A中学校の近くを通ると足が震えて胸が苦しくなると動悸がするためA中学校を避けて通るなどの回避症状、教諭から怒鳴られる夢を繰り返し見て目を覚ますといった過覚醒症状がみられるようになった。さらに、7月頃からは、過呼吸発作やA中学校ないしA中学校教諭に関する自分の行動についての健忘症状が現れるようになり、9月頃には、頭痛や記憶の欠損、10月頃に到っては人格交代（Xの母をお手伝いさんと呼んだり、自分のことを「俺」と言ったり、下着だけで家の中を歩き回ったりする）等の症状が現れるようになり、解離性多重人格障害に罹患していると診断された。その後、本件事情聴取から約3年を経過した平成22年に本件訴訟が提起された後も、Xの症状は継続している。

本件は、以上の状況の下で、XがA中学校を

設置管理する地方自治体Yに対し、後遺症による逸失利益約4300万円、慰謝料約1400万円、弁護士費用約500万円、計約6200万円の国家賠償を求めたものである。

2 裁判所の判断・・・・・・・・・・・・・・・・

佐賀地裁は、次のように判示し、Y市に対して約1750万円の支払を命じた。

本件事件は、Bが怪我をする危険のある「悪質な行為であり、継続的ないじめが行われていた可能性等もうかがわせるものであるから、本件事件に係る問題行動をしたことがうかがわれる生徒から事情を聴取する教育上の必要性は高かった」。しかし、Xが「本件事件に対する関与を否定していたこと、Xが真面目な生徒であり、少なくとも日常的に問題行動を繰り返しているような生徒ではなかったこと等に照らすと、Xに対して事情聴取をする際には、Xの心身の健康状態に配慮しつつ、Xの言い分にも真摯に耳を傾けるなど、事情聴取の方法、態様及び限度に細心の注意を払う必要があった」。

ところが、「C教諭のXに対する事情聴取は、

Xの言い分に真摯に耳を傾けることなく、一貫して、Xが本件事件に関与したことを前提として、Xの恐怖心をあおるなどしながら行われたものであって、相当な態様において行われたものとはいえない。」また、Xと共に事情聴取を受けた他の2名の生徒との間で供述内容を一致させようとしたことも、Xらの友人関係に悪影響を及ぼしたり、Xにとって大きな精神的負担となったりする危険性の高い方法であるほか、本件事情聴取が長時間にわたって行われたことも、Xにとって身体的および精神的に大きな負担となり得るものであった。

「本件事事情聴取は心身がまだまだ十分発達していない中学3年生の女子にとって極めてストレスの強い出来事に当たるといえること、Xが本件事事情聴取を受けてから解離性障害に罹患している」と判断されるまでの間学校から逃げる夢やC教諭に殺される夢を見続けていたこと、Xの別人格の一人が本件事事情聴取を契機として別人格が現れた旨を述べたこと等に照らすと、本件事事情聴取とXが解離性障害に罹患したこととの

間には相当因果関係がある」。

なお、本判決は、どちらの当事者からも控訴がなされず、確定した。

3 問題点の検討・・・・・・・・・・・・・・・・

本件は、非違行為の疑いを受けた生徒に対して学校が行った事情聴取が、相当な態様ないし方法でなかったとして、国家賠償法上違法とされた事案である。本件の事実関係の中核部分である本件事事情聴取の具体的態様については、当事者間で主張に大きく隔たりがあり、かつ、Xが罹患した解離性障害についてやや複雑な性格があることを考慮したとしても、本件においてC教諭が行った事情聴取に相当性が欠けていたことは、裁判所の認定した事実の下では、ほぼ争いのないところと思われる。

もつとも、Xが本件事件に関与していなかったか否かという結果の部分と、本件事事情聴取の態様ないし手法が相当性を欠くか否かとの判断とが、理論的に直結しない点には注意が必要である。すなわち、Xは、長時間にわたる事情聴

取の大半の時間、本件事件への関与を否定し続け、かつ、自己の行動を証言する他の生徒DおよびEの存在をC教諭に述べていたわけであり、これをC教諭が無視して事情聴取を継続したことは、本件事情聴取が違法であることの大

きな要因と考えられる。しかしながら、この部分を違法性の判断に際して強調しすぎると、仮にXが本件事件に関与していたことが最終的に明らかになった場合には、事情聴取の違法性の評価は大きく揺らぐこととなるため、事件に対する関与の供述を得ようとして、不相当な態度および手法による事情聴取が行われる恐れは、逆に高くなってしまふ。従って、本件事情聴取が違法と評価された実質的な要因としては、あくまで本件事情聴取の行われた態様と手法の部分に重点が置かれるべきであり、具体的には、本件事情聴取が長時間にわたっていたこと、C教諭がXの恐怖心をあおるような発言を繰り返したり、大声を出してXを脅したこと、Xと他の生徒との供述内容を一致させるため、Xと他の生徒とを話し合わせるなどして、Xに身体的および精神的負担をかけたこと等、「教育上の

必要性」という観点との関係から、判断が下されたと考えるべきである。

もつとも、本判決も認めるとおり、A中学校が本件事件について事情聴取を行う必要があったことは、同時に重視されなければならない。事故ないし事件が発生し、それが人身上の被害に及び得る重大な結果をもたらすものであった場合、学校による調査が行われなかったこと自体が「学校の責任」を構成する可能性もあるためである。しかしながら、事故ないし事件に関して学校は常に「第三者」であるわけではなく、多くの場合は「一方当事者」として法律上の責任を負う可能性がある以上、学校の行う調査結果をどこまで重視すべきかは、何とも言えない部分がある。また、かかる調査の対象が、単なる事実確認にとどまらず、例えばいじめと自殺との間の因果関係等、法律上の評価にまで及ぶ場合については、かかる評価は裁判所により確定されるべきものであり、一方当事者である学校が早期の段階で結論を出すことが果たして妥当か、という議論にも、一定の説得力がある。このようなことから、近時は、学校関係者以外

で組織された「第三者委員会」をして事実関係等の解明に当たらせるべきである、との見解も、極めて有力になりつつあるが、かかる「第三者」による調査結果が信頼に足りるものか否かは、調査を行った者の立場のみならず、調査に際して与えられた権限や、調査を行った者の社会的利益がどの程度保護されているかによるところが大きい。従って、第三者委員会の調査についても、警察ないし裁判所が本来の権限を行使して行うべき捜査や判断の過程を「民間警察」ないし「民間裁判所」を組織して代用しているに過ぎない、との評価も成り立たないではない。

以上のことからすると、学校の行う調査や事情聴取については、あくまで学校教育上の必要から行われるものであって法律上の捜査や処罰を目的としたものではないことを明確にする一方、法律上の事情聴取における相当性や手続きの適正さに関する基準を柔軟に取り入れることで、調査を受ける生徒の利益を保護すると共に、併せて学校の社会的責任を果たすことを目指すべきであると考えられる。